

## 静岡市障害者スポーツ国際競技大会出場報奨金交付要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、障害者スポーツ国際競技大会に出場する榮譽を讃えるとともに、障害者スポーツの振興並びに障害及び障害者に対する市民の理解の促進を図るため、障害者スポーツ国際競技大会に出場する者に対して、予算の範囲内において報奨金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「障害者スポーツ国際競技大会」とは、パラリンピック競技大会その他の国際的な水準で開催される障害者スポーツの競技大会であって、障害者スポーツの振興並びに障害及び障害者に対する市民の理解の促進に資すると市長が認めるものをいう。

### (報奨金の交付対象者)

第3条 報奨金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、障害者スポーツ国際競技大会に出場する者で、市長が必要があると認めるものとする。

### (報奨金の額)

第4条 報奨金の額は、別表に掲げる障害者スポーツ国際競技大会の区分に応じ、同表に定める額以内の額とする。

### (申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする者は、障害者スポーツ国際競技大会出場申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、障害者スポーツ国際競技大会の開催日の前日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 出場する障害者スポーツ国際競技大会の開催要項又はこれに準ずる書類
- (2) 障害者スポーツ国際競技大会に出場することを確認することができる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

### (交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、報奨金の交付を決定したときは、障害者スポーツ国際競技大会出場報奨金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により報奨金の交付の決定を通知した者（以下「交付決定者」という。）に対し、報奨金を交付する。

(交付決定者が遵守すべき事項)

第7条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 出場する障害者スポーツ国際競技大会の開催が中止されたとき。
- (2) 障害者スポーツ国際競技大会の出場を辞退し、又は取り消されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、第5条に規定する申請書の内容に変更を生じたとき。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、出場する障害者スポーツ国際競技大会が終了したときは、速やかに障害者スポーツ国際競技大会出場実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 交付決定者が障害者スポーツ国際競技大会に出場したこと及びその成績を確認することができる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(取消し及び返還)

第9条 市長は、交付決定者が第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は交付の申請に虚偽若しくは不正があったときは、報奨金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用日)

- 1 この要綱は、平成23年度の報奨金から適用する。  
(静岡市障害者スポーツ競技大会参加奨励補助金交付要綱の廃止)
- 2 静岡市障害者スポーツ競技大会参加奨励補助金交付要綱(平成15年4月1日施行)は、廃止する。

別表（第4条関係）

障害者スポーツ国際競技大会の区分	報奨金の額
パラリンピック競技大会	出場者1人につき90,000円
デフリンピック競技大会	
アジアパラ競技大会	出場者1人につき45,000円
アジア太平洋ろう者スポーツ大会	
その他の障害者スポーツ国際競技大会	出場者1人につき18,000円

様式第1号（第5条関係）

障害者スポーツ国際競技大会出場申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所  
申請者 氏名 ㊟  
電話

障害者スポーツ国際競技大会に出場するので、静岡市障害者スポーツ国際競技大会出場報奨金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 大会名

2 開催期間

3 添付書類

- （1）開催要項又はこれに準ずる書類
- （2）出場することを確認できる書類

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

障害者スポーツ国際競技大会出場報奨金交付決定通知書

年 月 日付けで申出のあった障害者スポーツ国際競技大会の出場については、静岡市障害者スポーツ国際競技大会出場報奨金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報奨金の交付を決定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件

- (1) 出場する障害者スポーツ国際競技大会の開催が中止されたとき、出場を辞退し、又は取り消されたとき、申請書の内容に変更を生じたときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。
- (2) 出場する障害者スポーツ国際競技大会が終了したとき、又は交付決定に係る度が終了したときは、速やかに大会の結果を記載した実績報告書等を提出してください。
- (3) 静岡市障害者スポーツ国際競技大会出場報奨金交付要綱を遵守してください。

様式第3号（第8条関係）

障害者スポーツ国際競技大会出場実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所  
報告者 氏名 ㊟  
電話

障害者スポーツ国際競技大会に出場したので、静岡市障害者スポーツ国際競技大会出場報奨金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 大会名

2 結果

3 添付書類

（1）競技結果を確認することができる書類